

地方公共団体コード	表番号
1 0 8 2 0 1 5	7 6 9 8

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 1,780	21 809	30 971
法人	0 2 0	5,529	2,965	2,564
合計	0 3 0	7,309	3,774	3,535

地方公共団体コード	表番号
1 0 8 2 0 1 5	7 7 0

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 37,193,172	25 36,392,797	38 768,536	51 35,624,261 <sup>63</sup>
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	50,702,729	47,613,223	1,856,727	45,756,496
	船 舶	0 3 0	31,344	24,641	6,702	17,939
	航 空 機	0 4 0	20,212	20,212		20,212
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	497,230	493,983	3,247	490,736
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	26,056,496	25,663,856	358,027	25,305,829
	小 計 (ハ)	0 7 0	114,501,183	110,208,712	2,993,239	107,215,473
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	49,302,195	47,541,060		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	11,277,233	9,880,891		
	小 計 (ニ)	1 0 0	60,579,428	57,421,951		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0				
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0	175,080,611	167,630,663		
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		167,630,663		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号					
1	0	8	2	0	1	5	7	7	1	8

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 2,938,326	25 2,930,251	38 8,075	51 2,922,176
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	3,957,153	3,909,761	34,323	3,875,438
	船 舶	0 3 0		0		
	航 空 機	0 4 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	1,093	1,093		1,093
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	693,481	683,785	9,696	674,089
	小 計 (ハ)	0 7 0	7,590,053	7,524,890	52,094	7,472,796
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0				
	小 計 (ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	7,590,053	7,524,890			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		7,524,890		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号				
1	0	8	2	0	1	5	7	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 34,254,846	25 33,462,546	38 760,461	51 32,702,085
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	46,745,576	43,703,462	1,822,404	41,881,058
	船 舶	0 3 0	31,344	24,641	6,702	17,939
	航 空 機	0 4 0	20,212	20,212		20,212
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	496,137	492,890	3,247	489,643
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	25,363,015	24,980,071	348,331	24,631,740
	小 計 (ハ)	0 7 0	106,911,130	102,683,822	2,941,145	99,742,677
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	49,302,195	47,541,060		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	11,277,233	9,880,891		
	小 計 (ニ)	1 0 0	60,579,428	57,421,951		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0				
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0	167,490,558	160,105,773		
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		160,105,773		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号		
1	0	8	2	0	7	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調 (1)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 茨城県  
市町村名 水戸市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	
			(B)	(C)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項 (新線構築物)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	
		0 2 0		2	3	
		0 3 0		1	6	
	0 4 0			1	3	
	第 2 項 (ガス事業用資産)	0 5 0	7,602	1	3	2,534
		0 6 0	95,304	2	3	63,536
	第 3 項 (農業協同組合等共同利用機械)	0 7 0		1	2	
	第 4 項 (外航船舶)	0 8 0		1	6	
		0 9 0		1	4	
	第 5 項 (内航船舶)	1 0 0		1	2	
	第 6 項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1 1 0		1	6	
	第 7 項 (国際路線用航空機)	1 2 0		1	5	
1 3 0			1	10		
1 4 0			2	15		
第 8 項 (離島路線用航空機)	1 5 0		1	3		
	1 6 0		2	3		
1 7 0		1	4			
第 9 項 (日本放送協会)	1 8 0	1,542,238	1	2	771,119	
第 10 項 (日本原子力開発機構)	1 9 0	3,835	1	3	1,278	
	2 0 0		2	3		
第 12 項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 1 0		1	6		
	2 2 0		1	3		

地方公共団体コード					表番号		
1	0	8	2	0	7	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調 (1)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 茨城県  
市町村名 水戸市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 額		(3) 課 税 標 準 額		(4) 課 税 標 準 額		
		(A) (千円)	(B) (千円)	(B) (千円)	(C) (千円)	(A) (千円)	(B) (千円)	(D) (千円)	(C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	2 3 0	12	25	27	29			
		②(青函・本四 新線構築物)	2 4 0			1	18			
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 5 0			1	9			
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 6 0			1	36			
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 7 0			1	18			
	第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産)	2 8 0				1	10			
		2 9 0				2	3			
		3 0 0				5	6			
		3 1 0				1	6			
	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	3 2 0				1	3			
		3 3 0				1	3			
	第 16 項 (海洋研究開発機構)	3 4 0				2	3			
		3 5 0				1	3			
	第 17 項 (水資源機構)	3 6 0				2	3			
		3 7 0				1	2			
	第 18 項	①(特定地方交通線)	3 8 0			3	4			
		②(新線構築物)	3 9 0			1	4			
			4 0 0				1	12		
		③(新線立体交差化施設)	4 1 0				1	6		
			4 2 0				1	24		
④(河川事業鉄軌道用資産)		4 3 0				1	12			
		4 4 0				1	6			
		4 5 0				5	24			
		4 6 0				1	24			
⑤(変・送電用資産)	4 7 0				1	12				
4 8 0				3	20					

地方公共団体コード						表番号	
1	0	8	2	0	1	7	8
						5	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（1）  
（法第349条の3、法第349条の3の4関係につき）

都道府県名 茨城県  
市町村名 水戸市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率		課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)
			(B) (C)	(B) (C)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9 4 9 0	12	25 1 3	29
		5 0 0		2 3	
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5 1 0		1 2	
	第 22 項 (新関西国際空港株)	5 2 0		1 2	
	第 23 項 (信用協同組合等)	5 3 0		3 5	
	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 4 0		3 5	
	第 25 項 (中部国際空港株)	5 5 0		1 2	
	第 26 項 (外国貿易用コンテナ)	5 6 0		4 5	
	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0		1 3	
	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0		1 3	
	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0		1 3	
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 0 0		1 2	
	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 1 0		1 3	
	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 2 0		2 3	
	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6 3 0		1 2	
	6 4 0		1 3		
	6 5 0		2 3		
第 33 項 (世界遺産)	6 6 0		1 3		
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)	6 7 0	17,594	1 2	8,797	
合 計	6 8 0	1,666,573	- -	847,264	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
0	8	2	0	1	5	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（2）  
（法第349条の3、法第349条の3の4関係）

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第1項 (送電用資産・電気事業用)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	29	
		0 2 0		2	3		
		0 3 0		3	5		
			0 4 0		3	4	
	旧第13項 (立体交差化施設)	0 5 0		-	-		
	旧第18項 (熱供給事業用資産)	0 6 0		1	3		
		0 7 0		2	3		
	旧第18項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	0 8 0		4	5		
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	0 9 0		1	2		
	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	1 0 0		1	3		
	旧第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	1 1 0		2	3		
		1 2 0		1	6		
		1 3 0		1	3		
	旧第24項 (特定鉄道路線構築物)	1 4 0		1	4		
		1 5 0		1	2		
	旧第25項 (日本電気計器検定所)	1 6 0		1	2		
		1 7 0		1	3		
		1 8 0		1	6		
	旧第26項 (日本消防検定協会)	1 9 0		1	2		
		2 0 0		1	3		
		2 1 0		1	6		
	旧第27項 (小型船舶検査機構)	2 2 0		1	2		
		2 3 0		1	3		
		2 4 0		1	6		
	旧第28項 (軽自動車検査協会)	2 5 0	21	1	2	11	
		2 6 0	23	1	3	8	
		2 7 0		1	6		
	旧第30項 (情報通信研究機構)	2 8 0		2	3		
	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 9 0	54	1	3	18	
		3 0 0		1	6		

地方公共団体コード					表番号		
0	8	2	0	1	5	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調 (2)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (A) (千円)	(2)		(3)		(4)	
			課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C)	(D) (千円)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項 (高压ガス保安協会)	9 3 1 0	12	25 1	27 2	29		
		3 2 0		1	3			
		3 3 0		1	6			
	旧第32項 (自動車安全運転センター)	3 4 0		1	3			
		3 5 0		1	6			
	旧第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 6 0		1	2			
	旧第34項 (有線放送電話業務用資産)	3 7 0		2	3			
		3 8 0		1	2			
		3 9 0		1	6			
	合 計	4 0 0	98	-	-	37		

地方公共団体コード					表番号		
0	8	2	0	1	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係)

都道府県名 茨城県  
市町村名 水戸市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(B) (C)	(A) × (B) (D)	(C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第1項 (倉庫等)	9	12	25	27	29	
		0 1 0		1	2		
		0 2 0		3	4		
		0 3 0		2	3		
		0 4 0		3	5		
	第2項 (公共の危害防止施設等)	0 5 0		1	2		
		0 6 0		2	3		
		0 7 0		1	3		
		0 8 0		3	4		
		0 9 0	746	1	6	124	
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0 0		1	3		
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1 0		2	3		
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 2 0		1	3		
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 3 0		1	3		
	第3項 (国内路線用航空機)	1 4 0		2	5		
	1 5 0		1	4			
	1 6 0		3	8			
	1 7 0		2	3			
第5項 (沖縄電力株)	1 8 0		2	3			
(旧 沖縄電力株 変・送電用資産)	1 9 0		2	9			
	2 0 0		4	9			
	2 1 0		2	5			
	2 2 0		1	2			
第6項 (大規模地震防災応急対策用資産)	2 3 0		2	3			
第7項 (日本貨物鉄道株の新造車両)	2 4 0		3	5			
第8項 (低公害車燃料等供給施設)	2 5 0		2	3			
	2 6 0		3	4			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号		
1	0	8	2	0	1	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調 (3)  
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 茨城県  
市町村名 水戸市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(B) (C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第9項 (国際船舶)	9	12	25	27	29	
	(うち特定船舶適用分)	2	7	0	1	18	
	第10項 ①(特定鉄道事業譲受資産)	2	8	0	1	36	
	②(新線構築物)	2	9	0	1	36	
	③(立体交差化施設)	3	0	0	1	6	
		3	1	0	1	3	
		3	2	0	1	12	
		3	3	0	1	6	
		3	4	0	1	3	
	④(河川事業鉄軌道用資産)	3	5	0	5	12	
		3	6	0	1	12	
		3	7	0	1	6	
	⑤(変・送電用資産)	3	8	0	3	10	
	第11項 (鉄道車両安全向上設備)	3	9	0	1	3	
	第12項 (低床車両)	4	0	0	1	3	
	第13項 (新造改良車両(鉄道事業))	4	1	0	2	3	
		4	2	0	3	5	
	第14項 (新造車両(流通業務))	4	3	0	2	3	
4		4	0	3	5		
第15項 (PFI公共施設)	4	5	0	1	2		
第16項 (都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	6	0	1	2		
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	7	0	2	5	
第17項 (都市鉄道施設)	4	8	0	2	3		
第18項 (外貨埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4	9	0	1	2		
	5	0	0	3	5		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
0	8	2	0	1	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) 課税標準額		
		(A) (千円)	(B)	(B) (C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	第19項 (鉄道事業再構築事業)	5 1 0		1	4			
	第20項 (バイオ燃料製造設備)	5 2 0		1	2			
	第22項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	5 3 0		2	3			
		5 4 0		1	2			
	第23項 (津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 0		2	3			
		5 6 0		1	3			
	第25項 (津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 7 0		1	2			
		5 8 0		1	3			
	第26項 (移動等円滑化のための設備)	5 9 0		2	3			
	第 十 五 条	第27項 (太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 0 0		1	2		
			6 1 0		7	12		
		(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 2 0		7	12		
			6 3 0		1	2		
		(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 4 0		1	3		
			6 5 0		7	12		
(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 6 0		1	2			
		6 7 0		1	3			
(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 8 0		1	3			
		6 9 0		1	2			
第28項 (鉄道耐震補強設備)	7 0 0		2	3				
第29項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	7 1 0		2	3				
第30項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 2 0		1	2				

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	0	8	2	0	7	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 茨城県  
市町村名 水戸市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(B) (C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第 31 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	7 3 0		1	2		
		7 4 0		5	6		
		7 5 0		2	3		
	第 32 項 (無電柱化)	7 6 0		1	2		
		7 7 0		2	3		
		7 8 0		3	4		
	第 34 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 9 0	73,430	1	3		24,477
	第 36 項 (対象特定電気通信設備)	8 0 0		3	4		
	第 37 項 (立地誘導促進施設)	8 1 0		2	3		
	第 38 項 (帰還環境整備推進法人)	8 2 0		1	3		
	第 39 項 (地域福利増進事業)	8 3 0		2	3		
	第 40 項 (農業協同組合等共同利用機械)	8 4 0		1	2		
	第 41 項 (認定就農者)	8 5 0		2	3		
	第 43 項 (滞在快適性等向上施設)	8 6 0		1	2		
	第 44 項 (ローカル5G)	8 7 0		1	2		
第 45 項 (シェアサイクルポート) (雨水貯留浸透施設)	8 8 0		3	4			
第 46 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	8 9 0		1	6			
合 計	9 0 0	74,176	-	-		24,601	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	0	8	2	0	7	7	6
2					8		

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（4）  
（法附則第15条関係）

都道府県名 茨城県  
市町村名 水戸市

区分	行番号	(1) 決定価格		(3) 課税標準の特例率		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B) (千円)	(B) (C)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)
法 附 則 第 十 五 条	旧第3項(公害防止設備)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	29	
		0 2 0		2	3		
		0 3 0		3	4		
		0 4 0		1	2		
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0 5 0		3	5		
		0 6 0		1	2		
		0 7 0		1	3		
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	0 8 0		1	2		
		0 9 0		2	3		
	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1 0 0		2	3		
		1 1 0		5	6		
	旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1 2 0		2	3		
		1 3 0		1	2		
		1 4 0		2	3		
		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)					
旧第14項(旧国際電信電話株)	1 5 0		3	5			
	1 6 0		1	2			
旧第15項(地方卸売市場)	1 7 0		4	5			
	1 8 0		3	4			
旧第17項	①(立体交差化施設)	1 9 0		1	6		
	②(旧交納付金法附則第19項)	2 0 0		-	-		
	③(旧交納付金法附則第20項)	2 1 0		-	-		
旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2 2 0		1	2			
旧第20項(水力発電施設の魚道)	2 3 0		2	3			
旧第20項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2 4 0		1	2			
旧第20項(スーパー中樞港湾)	2 5 0		1	2			
旧第21項(国立大学校舎)	2 6 0		1	2			
旧第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)	2 7 0		1	2			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	0	8	2	0	7	8	
				1	5	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調（4）  
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 茨城県  
市町村名 水戸市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (A) (千円)	(2) (3) 課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
			(B)	(C)	
法 附 則 第 十 五 条	旧第29項（旧交納付金法附則第17項）	2 8 0	-	-	
	旧第31項（熱電併給型動力発生装置）	2 9 0	5	6	
		3 0 0	11	12	
	旧第36項（公共荷さばき施設）	3 1 0	1	2	
	旧第37項（一般廃棄物処理施設）	3 2 0	1	2	
		3 3 0	1	4	
	旧第37項（放送ネットワーク災害対策用設備）	3 4 0	3	4	
	旧第39項（国家戦略特区）	3 5 0	1	2	
	旧第40項（認定誘導事業により取得した公共施設等）	3 6 0	4	5	
	（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	3 7 0	7	10	
	旧第41項（先端設備等）	3 8 0	1,302,184	0	0
	旧第43項（経営力向上設備等）	3 9 0	225,345	1	2
合 計	4 0 0	1,527,529	-	-	112,673

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	0	8	2	0	7	7	8

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
 規定の適用を受けるものに関する調(5)  
 (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2)

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額		
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条 の 二 項	第 1 項 ①(旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	0 1 0	12	25	1	27	3	29	
	①(JR北海道・四国に係る特例)		0 2 0			1		2		
	JR 北 海 道 ・ 四 国 に 係 る 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 乗	②(新線構築物)		0 3 0			1		6	
				0 4 0			1		3	
		③(新線立体交差化施設)		0 5 0			1		12	
				0 6 0			1		6	
		④(新幹線鉄軌道用資産)		0 7 0			1		12	
				0 8 0			1		6	
		⑤(青函・本四 鉄道施設)		0 9 0			1		12	
		⑥(青函・本四 新線構築物)		1 0 0			1		36	
				1 1 0			1		18	
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)		1 2 0			1		72	
				1 3 0			1		36	
		⑧(青函・本四 変・送電用資産)		1 4 0			1		20	
⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)			1 5 0			1		3		
		1 6 0			5		12			
		1 7 0			1		12			
		1 8 0			1		6			
	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)		1 9 0			1		6		
	⑪(変・送電用資産)		2 0 0			3		10		
	⑫(新造改良車両(鉄道事業))		2 1 0			1		3		
			2 2 0			3		10		
	⑬(新造車両(流通業務))		2 3 0			3		10		
	⑭(鉄道耐震補強設備)		2 4 0			1		3		

地方公共団体コード					表番号		
1	0	8	2	0	7	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
 規定の適用を受けるものに関する調(5)  
 (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2  
 つづき)

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A)	(千円)	(B)	(C)	(A)	×	(B) (C)	(D) (千円)
法附則第十五条の三 旧道承 交・継 納四特 付国例 に係と 法との 連例、 乗、海	①(旅客会社等に係る承継特例)	9 2	12 5	25 3	27 5	29			
	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	6	0	-	-			
	③(JR北海道・四国に係る特例)	2	7	0	3	10			
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	8	0	-	-			
法附則第16条の2	第11項(平成28年熊本地震 被災代替償却資産)	2	9	0	1	2			
旧法附則第16条の2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差化施設)	3	0	0	1	3			
合 計		3	1	0	-	-			0

地方公共団体コード					表番号		
1	0	8	2	0	7	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(6)  
(法附則第56条, 法附則第56条の2)

都道府県名 茨城県  
市町村名 水戸市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)	
法 附 則 第 56 条	第12項 (東日本大震災)	0 1 0	1	2		
	第15項 (東日本大震災・居住困難区域)	0 2 0	1	2		
法 附 則 第 五 十 六 条 の 二	旧 第 3 項 (被災代替鉄道施設等)	0 3 0	2	3		
	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0 4 0	1	4	
		②(新線構築物)	0 5 0	1	12	
			0 6 0	1	6	
	③(新線立体交差化施設)	0 7 0	1	24		
		0 8 0	1	12		
		0 9 0	1	6		
	④(河川事業鉄軌道用資産)	1 0 0	5	24		
		1 1 0	1	24		
1 2 0		1	12			
⑤(変・送電用資産)	1 3 0	3	20			
合 計	1 4 0	0	-	0		

地方公共団体コード	表番号
1 0 8 2 0 1 5	7 7 9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 ( 人 )	(2) 課 税 標 準 額 ( 千 円 )	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	12 3,774	21 1,539,785 <sup>33</sup>	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	12 83	21 128,578 <sup>33</sup>	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	12 105	21 173,114 <sup>33</sup>	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	12 75	21 131,346 <sup>33</sup>	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	12 75	21 138,878 <sup>33</sup>	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	12 65	21 126,814 <sup>33</sup>	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	12 255	21 569,746 <sup>33</sup>	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	12 220	21 602,486 <sup>33</sup>	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	12 1,354	21 7,766,887 <sup>33</sup>	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	12 560	21 7,826,691 <sup>33</sup>	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	12 213	21 4,891,562 <sup>33</sup>	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	12 307	21 16,101,743 <sup>33</sup>	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	12 223	21 129,172,818 <sup>33</sup>	
計		9 1 4 0	12 7,309	21 169,170,448 <sup>33</sup>	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12 12	21 47,541,247 <sup>33</sup>
		知事配分	9 1 6 0	12 5	21 9,881,094 <sup>33</sup>
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12	21	33

地方公共団体コード	表番号
1 0 8 2 0 1 5	7 8 0

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 ( 人 )	(2) 課 税 標 準 額 ( 千 円 )	
150万円未満のもの		9 0 1 0	12 809	21 33 351,377	
150万以上160万円未満のもの		9 0 2 0	12 20	21 33 31,075	
160万以上170万円未満のもの		9 0 3 0	12 40	21 33 65,775	
170万以上180万円未満のもの		9 0 4 0	12 29	21 33 50,730	
180万以上190万円未満のもの		9 0 5 0	12 30	21 33 55,609	
190万以上200万円未満のもの		9 0 6 0	12 27	21 33 52,685	
200万以上250万円未満のもの		9 0 7 0	12 81	21 33 181,459	
250万以上300万円未満のもの		9 0 8 0	12 66	21 33 180,921	
300万以上1,000万円未満のもの		9 0 9 0	12 447	21 33 2,580,566	
1,000万以上2,000万円未満のもの		9 1 0 0	12 164	21 33 2,227,998	
2,000万以上3,000万円未満のもの		9 1 1 0	12 42	21 33 993,325	
3,000万以上1億円未満のもの		9 1 2 0	12 25	21 33 1,104,747	
1億円以上のもの		9 1 3 0	12	21 33	
計		9 1 4 0	12 1,780	21 33 7,876,267	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12	21 33
		知事配分	9 1 6 0	12	21 33
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12	21 33	

地方公共団体コード	表番号
1 0 8 2 0 1 5	7 8 1

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 ( 人 )	(2) 課 税 標 準 額 ( 千 円 )	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	12 2,965	21 33 1,188,408	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	12 63	21 33 97,503	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	12 65	21 33 107,339	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	12 46	21 33 80,616	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	12 45	21 33 83,269	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	12 38	21 33 74,129	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	12 174	21 33 388,287	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	12 154	21 33 421,565	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	12 907	21 33 5,186,321	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	12 396	21 33 5,598,693	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	12 171	21 33 3,898,237	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	12 282	21 33 14,996,996	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	12 223	21 33 129,172,818	
計		9 1 4 0	12 5,529	21 33 161,294,181	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12 12	21 33 47,541,247
		知事配分	9 1 6 0	12 5	21 33 9,881,094
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12	21 33	